

後期基本計画



第1章

健やかでやさしい健康・福祉のまち

1-1 保健・医療



目的と方針

すべての町民がともに支え合い、健康で幸せに暮らせる社会づくりを目指し、健康寿命^{※19}の延伸に向けた町民の主体的な健康づくりの促進をはじめ、地域医療体制の充実、国民健康保険制度の適正運営に努めます。

現状と課題

生活習慣病が増加し、これに起因する認知症や寝たきり等の要介護者も増加し、深刻な問題となっているほか、こころの健康問題や新型コロナウイルス感染症対策などの課題も残されています。

本町における令和2年の死因別死亡数に占める3大死因（悪性新生物・心疾患・脳血管疾患）の割合は54.4%を占めており、このうち死因第1位である悪性新生物（がん）の検診受診率については、胃・肺・大腸がんは県平均を上回っていますが、子宮頸がん・乳がんは県平均を下回っています。

また、血圧の有所見率が男女ともに高く、高血圧症が要因となる脳血管疾患の死亡割合は国・県よりも高くなっています。

このような状況から、令和2年度に「第3次茨城町健康増進計画・食育推進計画」（令和3年度～令和7年度）を策定し、「茨城町国民健康保険第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画」（平成30年度～令和5年度）と整合性を図りながら、栄養・運動・休養など、6つの分野で様々な施策に取り組んできました。

今後は、各種健診やがん検診の受診率向上のための取り組みを充実させるとともに、高血圧や糖尿病などの生活習慣病の発症及び重症化予防に努める必要があります。

また、すべての町民が健康づくりに関心を持ち、自ら積極的に取り組めるよう、意識の向上につながる効果的な支援を展開していくことが必要です。

※19 認知症や寝たきりにならない状態で自立して生活できる期間。

医療については、町内に独立行政法人国立病院機構水戸医療センターのほか民間医療機関が充実している一方、休日夜間の診療や小児科を標榜している医療機関が少ないなど、近隣市町村の医療機関による協力が必要です。

今後は、高齢化の急速な進行に伴い、医療ニーズも高度化・多様化していくことが見込まれることから、地域医療体制のさらなる充実を進めていく必要があります。

主要施策

1-1-1 健康づくりに関する指針の見直し

実情に即した健康づくり施策を総合的・計画的に進めるため、「第3次茨城町健康増進計画・食育推進計画」、「茨城町国民健康保険第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画」の見直しを行います。

1-1-2 健康づくり支援体制の充実

- ① 町民主体の健康づくりを支援するため、健康づくりボランティア団体の育成と活動支援の充実を図ります。
- ② 食事や運動、休養など、健康づくりに関する教室や病態別健康教室等を開催し、正しい知識の啓発に努めます。
- ③ 高齢者の健康づくり、フレイル^{*20}予防に向け、シルバーリハビリ体操の普及や福祉分野と連携した介護予防事業の充実を図ります。
- ④ 各種健診やがん検診の受けやすい体制を整え、受診者数の増加を図ります。

1-1-3 生活習慣病の発症予防・重症化予防の徹底

- ① 高血圧や糖尿病など、生活習慣病の発症予防に関する正しい知識の啓発に努めます。
- ② 生活習慣病の悪化予防対策として、治療の継続や生活習慣改善の必要性など、個人に合わせた保健指導を行うとともに、医療機関等との連携により、重症化予防に努めます。

*20 加齢によって心身が衰え、活動量が全体的に低下し、要介護に移行する一つ手前の状態。

1-1-4 妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の充実

- ① 精神疾患・身体疾患等により妊娠期から支援を必要とする妊産婦の早期把握と切れ目のない支援に努めます。
- ② 産後うつ病の早期発見・早期支援に努め、育児の孤立化等による乳幼児虐待防止に取り組むなど、関係機関と連携した支援体制の強化を図ります。
- ③ 乳幼児健診未受診児など、保護者及び兄弟も含めた家庭での状況把握と適切な支援に努めます。

1-1-5 地域医療体制の充実

町内外の医療機関との連携や二次救急医療における負担金補助、休日夜間緊急診療所の広域的連携を図るなど、地域医療体制の充実に向けた取り組みを進めます。

また、新たな感染症等が流行した際には、関係機関と連携しながら迅速な対応を図ります。

1-1-6 国民健康保険制度の適正運営

- ① 疾病の早期発見・早期治療を図るため、被保険者に対する特定健康診査や特定保健指導などの保健事業の充実を図ります。
- ② 医療費抑制に向けた取り組みとして、ジェネリック医薬品^{※21}の利用促進等に努めます。

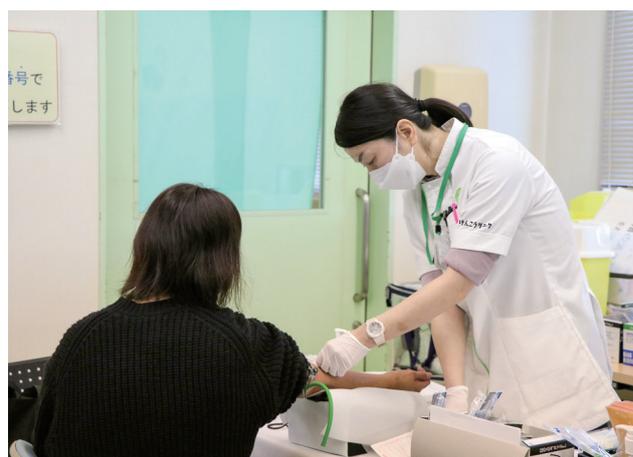
※21 後発医薬品。同等の効き目で比較的安価である。

成果指標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
特定健康診査受診率	%	34.7	46.0
特定保健指導率(終了率)	%	8.0	37.0
がん検診受診者数	人/年	8,847	8,900
高血圧の人の割合	%	15.0	14.0
高血糖の人の割合	%	60.4	59.5
肥満の人の割合	%	31.7	30.5
喫煙する人の割合	%	13.6	12.5
健康づくりボランティア人数	人	130	140
乳幼児健康診査未受診児数	人/年	41	35



シルバーリハビリ体操



健康診査

1-2 子育て支援



目的と方針

子どもを安心して生み育てられる夢と希望を未来へつなぐまちを目指し、子育て支援サービスや保育サービスなどの充実に努めるとともに、結婚を希望する男女を応援する取り組みを進めます。

現状と課題

わが国では、生まれる子どもの数が年々減少し、少子化が加速しており、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりが強く求められています。

本町では、急速に進む少子化に対応するため、令和元年度に「茨城町第2期子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、各種の子育て支援施策を推進してきました。

地域子育て支援拠点事業については、子育て支援センターをはじめ、保育所や認定こども園などで実施し、子育てに関する不安感や負担感の軽減等に努めていますが、今後とも、民間事業者との連携を強化することで、質の向上を図り、地域全体のサービス提供体制を充実させていく必要があります。

放課後児童クラブについては、4小学校区ごとに開設し、保護者の就労支援と児童の健全育成に努めていますが、就労形態の多様化が進む中、適切な遊び及び生活の場の充実が求められています。

また、保育を支える保育士の確保は喫緊の課題であり、保育士の処遇改善や業務負担の軽減により就業継続・離職防止を図ることが求められています。

児童虐待等については、近年、県内の児童相談所が対応した件数は増加傾向にあります。このような中、発生予防として、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じ、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見することが重要です。

今後は、このような状況を踏まえ、「茨城町第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、また見直しを行いながら、町全体で子育てを応援する体制の強化を進めていく必要があります。

また、本町では、少子化対策の一環として、結婚を希望する男女を支援するため、令和3年度に「茨城町きらりキューピット結婚支援センター」を開設するとともに、「茨城町きらりキューピット隊」を設立し、出会いから結婚までのサポートを行っているほか、これらを通じて結婚した男女に結婚祝い金を給付しています。

しかし、本町の未婚率は男女ともに県平均を上回っており、今後ともこれらの事業を充実させていく必要があります。

主要施策

1-2-1 子育て支援に関する指針の見直し

実情に即した子育て支援施策を総合的・計画的に進めるため、「茨城町第2期子ども・子育て支援事業計画」の見直しを行います。

1-2-2 子育て支援サービスの充実

- ① 地域子育て支援拠点事業において、民間事業者とのネットワークの構築を図り、子育て中の保護者のニーズを的確に把握し、支援活動の充実に努めます。
- ② 放課後児童クラブにおいて、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

1-2-3 保育サービスの充実

- ① 民間事業者の保育サービスと連携し、病児保育事業など保育内容の充実や低年齢児の受け入れ枠の確保に努め、子育てと就労が両立できる環境の整備を図ります。
- ② 民間事業者の保育サービスにおいて、保育士数の不足により乳幼児を受け入れられない状況があることから、保育士が働きやすい職場環境の整備を促進します。

1-2-4 要保護児童等への対応

児童虐待の早期発見と適切な対応を目指し、子ども家庭総合支援拠点の設置のもと、児童虐待防止対策の強化を図るとともに、関係機関・団体と連携し、地域で子どもを見守る体制づくりを進めます。

1-2-5 結婚を希望する男女への支援

結婚を希望する男女を支援するため、「茨城町きらりキューピット結婚支援センター」の利用促進、「茨城町きらりキューピット隊」の活動促進に努めます。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
病児保育事業実施施設数	施設	2	4
「茨城町きらりキューピット結婚支援センター」 会員数	人	126	250



子育て支援センター

1-3 高齢者支援



目的と方針

住み慣れたまちでともに支え合い、高齢者がいつまでも幸せに暮らせるまちを目指し、地域包括ケアシステム^{※22}の構築に向けた各種施策を総合的に推進します。

現状と課題

わが国の高齢化率は、世界一の水準で推移し、超高齢社会を迎えています。このような中、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの充実に向けた取り組みを進めています。

令和2年の国勢調査結果によると、本町の高齢化率は35.1%と国や県の水準を上回っており、3人に1人以上が65歳以上となっています。

今後、本町の高齢化はさらに加速していくことが予想されており、これに伴い、介護・支援を必要とする高齢者や認知症高齢者、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯の増加が見込まれ、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止に向けた取り組みの充実、地域住民等の多様な主体によるサービスの提供をはじめ、高齢者支援の充実は引き続き町全体の重要課題となっています。

このような中、本町では令和2年度に、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえるとともに、制度改正等に対応し、「茨城町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（令和3年度～令和5年度）を策定しました。

今後は、この計画に基づき、また見直しを行いながら、地域包括ケアシステムの構築に向けた各種施策を着実に推進し、住み慣れたまちでともに支え合い、高齢者がいつまでも幸せに暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

※22 予防・介護・医療・生活支援・住まいなどのサービスが一体的に提供される仕組み。

主要施策

1-3-1 高齢者支援推進体制の充実

- ① 各種制度やサービス内容を広く周知するとともに、地域包括支援センターを中心に、地域全体で高齢者を支援する体制の構築に努めます。
- ② 実情に即した高齢者支援施策を総合的・計画的に進めるため、「茨城町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」の見直しを行います。

1-3-2 高齢者の生きがいつくりと社会参加の促進

- ① 高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした暮らしを送ることができるよう、長生大学をはじめ、生涯学習・文化・スポーツ活動への参加を促進します。
- ② 高齢者が豊富な知識や経験、技術を生かし、自主的に社会参加することができるよう、活躍の場を提供するとともに、高年者クラブやシルバー人材センターの活動支援に努めます。

1-3-3 介護保険サービスの充実

要支援・要介護認定者を対象とした、重度化防止や在宅での生活支援に向けた各種の居宅サービスや介護予防サービス、地域密着型サービス、施設サービスの充実を促進します。

1-3-4 地域支援事業の充実

- ① 地域住民等の多様な主体の参画による訪問型・通所型サービスなどの介護予防・生活支援サービス事業と、地域の実情に応じた介護予防を推進する一般介護予防事業からなる介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ります。
- ② 地域包括支援センターを核に、介護予防ケアマネジメントや総合的な相談支援、権利擁護等をはじめ、在宅医療・介護連携の推進、認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員による支援や認知症サポーターの養成等による認知症対策の強化等を行う包括的支援事業を推進します。
- ③ 介護給付費の適正化や家族介護の支援のための取り組みを行う任意事業を推進します。

1-3-5 各種福祉サービスの充実

ひとり暮らし高齢者等の介護保険対象外の生活支援が必要な人を対象に、緊急通報装置の貸与、給食の提供をはじめとする各種福祉サービスの充実を図ります。

成果指標

指標名	単位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
高齢者人口に対する要支援・要介護認定者の割合	%	16.2	16.0
シルバー人材センター会員数	人	177	190
介護予防教室参加者数(累計)	人	2,923	5,000
認知症サポーター数(累計)	人	5,093	6,600



介護予防教室

1-4 障がい者支援



目的と方針

だれもがともに支え、ともに暮らせる、うるおいのある生活を送れるまちを目指し、共生社会の実現と障がい者の日常生活・社会生活の総合的支援に向けた各種施策を推進します。

現状と課題

障がいのあるなしにかかわらず、だれもがお互いにそれぞれの個性を尊重し、一人ひとりが主体的に社会で活躍できる環境づくりが求められています。

本町ではこれまで、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」等に基づき、3次にわたる障害者基本計画と5期にわたる障害福祉計画、そして第1期の障害児福祉計画を策定し、ノーマライゼーション^{※23}の理念の浸透や障がい福祉サービスの提供、公共施設等のバリアフリー化、社会参加の促進など、障がい者の自立支援を基本とした各種施策を推進してきました。

しかし、近年、障がい者の高齢化をはじめ、障がいの重度化や重複化が進んでいるほか、介護者の高齢化や核家族化の進行等による家庭の介護力の低下といった状況もみられ、障がい者支援の一層の充実が求められています。

このような中、本町では令和2年度に、これまでの成果と課題を踏まえるとともに、制度改革等に対応し、「茨城町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）を策定しました。

今後は、これらの計画に基づき、また見直しを行いながら、障がい者施策全般の一層の内容充実を図り、障がいのあるなしにかかわらず、だれもがともに支え、ともに暮らせる、うるおいのある生活を送れるまちづくりを進めていく必要があります。

※23 だれもが等しく普通の生活を送ることができる社会こそ正常であるという考え方。

主要施策

1-4-1 障がい者支援推進体制の充実

- ① 地域自立支援協議会の活用により、相談支援体制の充実、関係機関・団体相互の連携及び協力体制の充実に努めます。
- ② 実情に即した障がい者支援施策を総合的・計画的に進めるため、「茨城県第3次障害者基本計画・茨城県第6期障害福祉計画・茨城県第2期障害児福祉計画」の見直しを行います。
- ③ 福祉相談会の実施により、総合的かつ専門的な相談支援の強化に努めます。

1-4-2 広報・啓発活動等の推進

障がいや障がい者に対する町民の理解を深め、ノーマライゼーションの理念に立脚したまちづくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業を推進します。

1-4-3 就労機会の拡大

障がい者の就労機会の拡大に向け、障がい福祉サービスにおける就労移行・定着に関するサービスの提供を図るほか、事業所への啓発や福祉的就労に関する支援を行います。

1-4-4 障がい福祉サービスの提供

- ① 障がい者が地域において自立した生活を送ることができるよう、訪問系サービスや日中活動系サービス、居住系サービスなど、各種サービスの提供体制の充実に努めます。
- ② 県と連携し、相談支援や手話通訳者・要約筆記者の派遣をはじめとする地域生活支援事業を実施します。
- ③ 障がいのある児童が身近な地域で児童発達支援や保育所等訪問支援、放課後等デイサービスなどの支援が受けられるよう提供体制の整備に努めます。
- ④ 障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、障がい者等の地域生活を支援するため、「地域生活支援拠点等」の整備及び機能強化に努めます。

1-4-5 人にやさしい環境整備の推進

- ① 障がい者が安心して暮らせる環境づくりに向け、ユニバーサル・デザイン^{※24}の視点に立った公共施設等の整備に努めます。
- ② 「障害者差別解消法」に基づき、公共窓口や店舗等における「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供に関する取り組みを行います。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
自立支援給付費利用者数	人/年	6,961	7,500
介護・訓練等給付費利用者数	人/年	3,807	4,400
施設入所から地域生活へ移行した障がい者数	人/年	0	1
一般就労への移行者数	人/年	4	5
地域活動支援センター利用者数	人/年	8	15

※24 すべての人が使いやすい施設や建物のデザイン。

1-5 地域福祉



目的と方針

町民すべてがともに支え合い、安全で安心した暮らしを笑顔で育める「地域共生社会^{※25}」の実現に向け、町民や関係団体等の多様な主体の参画による地域福祉体制の強化を進めます。

現状と課題

地域社会の機能や世帯構造の変化等に伴い、全国的に地域で支え合う機能の低下や人と人とのつながりの弱まりが指摘されています。このような中、ますます多様化する生活課題に対応していくためには、公的な取り組みだけでなく、住民や関係団体等が「我が事」として主体的に参画する地域福祉の仕組みをつくり上げ、「地域共生社会」の実現を目指していくことが必要です。

本町では、社会福祉協議会が、町から受託した各種福祉・介護サービスの提供や福祉ボランティア活動の促進、地域における福祉体制づくりを行っているほか、民生委員・児童委員やボランティア団体等が地域に密着した様々な活動を展開しています。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化はさらに急速に進行し、援助を必要とする高齢者や障がい者等が増加し、福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれます。

このため、令和元年度に策定した「茨城町第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画」（令和2年度～令和6年度）に基づき、また見直しを行いながら、より多くの主体の福祉活動への参画を促進し、地域全体で支え合う体制づくりを進めていく必要があります。

また、全国的に大規模な自然災害が相次いで発生する中、災害時に自力で避難することが難しい高齢者や障がい者などの避難行動要支援者に対する支援の重要性が高まっています。今後は、避難行動要支援者の把握を進めるとともに、地域や関係機関と連携し、支援体制を強化していかなければなりません。

※25 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

主要施策

1-5-1 地域福祉に関する指針の見直し

実情に即した地域福祉施策を総合的・計画的に進めるため、「茨城町第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画」の見直しを行います。

1-5-2 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

町民が自分に適したサービスを自ら選択し、安心して利用できるよう、各種福祉サービスに関する情報提供及び相談支援体制の充実に努めます。

1-5-3 地域福祉活動団体との連携と支援

- ① 社会福祉協議会や民生委員・児童委員、各種福祉団体、福祉ボランティア団体、NPO法人等との連携を強化し、一体的な地域福祉活動を促進します。
- ② 社会福祉協議会等と連携し、福祉ボランティアの育成や地域での福祉ボランティア活動の支援を行い、地域福祉の充実に努めます。

1-5-4 支え合い助け合う地域づくり

- ① 町民の福祉活動への参画を促すため、社会福祉協議会と連携し、広報・啓発活動や福祉教育を推進し、町民の福祉意識の高揚に努めます。
- ② 高齢者等が孤立せず、安心して暮らせるよう、高齢者等見守りネットワーク事業「いばらき見守りネット」の充実と活用を図り、支え合い助け合う地域づくりを進めます。

1-5-5 避難行動要支援者に対する支援

避難行動要支援者と支援者の名簿の更新及び個別計画（避難支援プラン）の作成を行い、災害発生時の迅速な避難支援等の対応に努めます。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
福祉ボランティア登録者数	人	644	700
「ふれあいいきいきサロン」開催地区数	地区／年	42	42
「いばらき見守りネット」協力事業所数	事業所	80	80



ふれあいいきいきサロン

1-6 国民年金・低所得者福祉



目的と方針

すべての町民が安心して生活を送ることができるよう、国民年金や低所得者福祉に関する制度の周知と適正な運用に努めます。

現状と課題

国民年金制度は、不安のない生活及び老後のために必要不可欠なものですが、若い世代を中心に、制度に対する正しい理解が十分に得られていない状況もみられることから、制度の周知徹底を一層進めていく必要があります。

また、所得格差の拡大や高齢者単身世帯の増加等を背景に、低所得世帯は全国的に増加傾向にあります。

本町では、関係機関と連携し、生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の利用に関する相談・指導、資金貸付制度の紹介等に努めていますが、今後とも、低所得者の自立に向け、これらの取り組みを継続して実施していく必要があります。

主要施策

1-6-1 国民年金制度の周知徹底

国民年金制度に関する正しい理解が得られるよう、広報・啓発活動や相談等を行います。

1-6-2 低所得者福祉の推進

民生委員・児童委員や社会福祉協議会と連携しながら、低所得者の実態を調査し、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の周知と利用に関する相談・指導等を行い、制度を利用しやすい環境づくりに努めます。

成果指標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
低所得者福祉相談件数	件/年	61	75